

議員提出第9号議案

足立区議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和元年7月3日

提出者

足立区議会議員	吉岡	茂
同	岡安	たかし
同	かねだ	正
同	ぬかが	和子
同	鈴木	あきら
同	渡辺	ひであき
同	小泉	ひろし
同	たがた	直昭
同	はたの	昭彦
同	ただ	太郎
同	吉田	こうじ
同	土屋	のりこ

足立区議会議長 鹿浜 昭 様

(提案理由)

文書質問に関する規定について整備する必要があるため、本案を提出する。

足立区議会会議規則の一部を改正する規則

足立区議会会議規則（昭和31年9月26日区議会議決）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 発言」を「第6章 発言及び質問」に改める。

第60条の次に次の1条を加える。

（文書質問）

第60条の2 議員は、区の一般事務につき、会期中、文書で質問することができる。

2 文書で質問しようとするときは、文書質問書を議長に提出しなければならない。

3 議長は前項の規定により文書質問書の提出を受けたときは、回答書を提出する期限を設けて、すみやかに区長に送付するものとする。

4 議長は、文書質問書を区長に送付したとき及び回答書を受理したときは、その写しを全議員に配布するものとする。

第61条中「質問」を「第59条及び第60条の規定による質問」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。